

## 神川町省エネルギー設備等設置補助金

ゼロカーボンシティ実現に向け、家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通して温室効果ガス排出の削減を図るため、住宅に新たに省エネルギー設備等を設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 1 補助対象となる設備と補助金額

補助対象設備等	補助対象要件	補助金額
太陽光発電システム	次の要件を全て満たすこと。 (1)太陽光を利用して発電を行うシステムで、太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであり、住宅の屋根等への設置に適しているものであること。 (2)発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満であること。 (3)蓄電池又はV2H充放電設備と同時に設置し、一体的に使用するものであること。 (4)太陽光モジュールの増設及び施設改修等でないこと。	100,000円
蓄電池	次の要件を全て満たすこと。 (1)停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること。 (2)補助対象設備等を導入する住宅に設置された太陽光発電システムと一体的に使用するものであること。 (3)一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH支援事業」の補助対象機器として指定されたものであること。	100,000円
V2H充放電設備	次の要件を全て満たすこと。 (1)電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、電気自動車等と建物の間で電力の充給電を行う設備であること。 (2)補助対象設備等を導入する住宅に設置された太陽光発電システムと一体的に使用するものであること。 (3)国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されたものであること。	100,000円

電気自動車（EV）	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1)搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する4輪以上の自動車）であること。</p> <p>(2)補助金を申請する年度中に初度登録し、自動車検査証の所有者又は使用者の名義が申請者と同一であり、かつ、使用の本拠の位置を神川町内とし、当該電気自動車を住宅の敷地内等に保管できること。</p> <p>(3)国が実施する補助事業の対象車両として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されたものであること。</p>	200,000円
-----------	---	----------

※補助対象となる設備等は新品であり、補助金の交付決定日以降に設置工事に着手（新築住宅は引渡し、電気自動車は購入）するもの。

※補助金の交付は、補助対象設備等の種類ごとに1世帯につき1回限りとなります。

## 2 補助対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 自らの住所地に所在し、自ら所有し、かつ、居住する住宅に、省エネルギー設備等を設置する方
- (2) 省エネルギー設備等の設置された町内の新築住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する方
- (3) 町内に住宅を新築し、又は購入し、かつ、自ら居住する方で、当該住宅に省エネルギー設備等を設置する方
- (4) 上記「補助対象となる設備と補助金額」に記載されている電気自動車（EV）を購入する方

以上のいずれかに該当し、次のいずれにも該当する方が補助対象者になります。

- (1) 実績報告時において町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている方
- (2) 町税等を完納している方
- (3) 補助金の交付申請をした年度内に全ての手続を完了することができる方

## 3 交付申請

設置工事着手前（新築住宅は引渡し前、電気自動車は購入前）に「神川町省エネルギー設備等設置補助金交付申請書」に次の書類を添えて、防災環境課へ提出してください。工事請負契約書、見積書、内訳書等は申請者本人の名義としてください。

※申請額が予算額に達し次第、申請の受付は終了となります。

#### 4 添付書類

##### 【太陽光発電システム・蓄電池・V2H充放電設備】

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
- (2) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（新築住宅への設置の場合に限る。）
- (3) 設置予定場所の案内図
- (4) 設置予定場所の位置を示す平面図
- (5) 設置予定場所の現況写真
- (6) 仕様、規格等が分かる書類
- (7) 太陽光発電システムの設置状況が確認できる次のいずれかの書類（蓄電池、V2H充放電設備を単独で申請する場合に限る。）
  - ① 電力会社が発行した売電価格が確認できる書類
  - ② 太陽光発電システムの設置状況が分かる写真
  - ③ 太陽光発電システムの設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
  - ④ その他太陽光発電システムの設置が確認できる写真
- (8) その他町長が必要と認める書類

##### 【電気自動車（EV）】

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 仕様、規格等が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

#### 4 交付決定

交付申請書を審査し、交付要件に適合すると認めるときは、申請者に交付決定の通知をします。

交付決定の通知を受けた後、設置工事に着手（新築住宅は引渡し、電気自動車は購入）してください。

#### 5 実績報告

設置工事の完了後（新築住宅は引渡し後、電気自動車は車両登録後）1か月以内又は年度末のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出してください。領収書の名義は申請者本人の名義としてください。

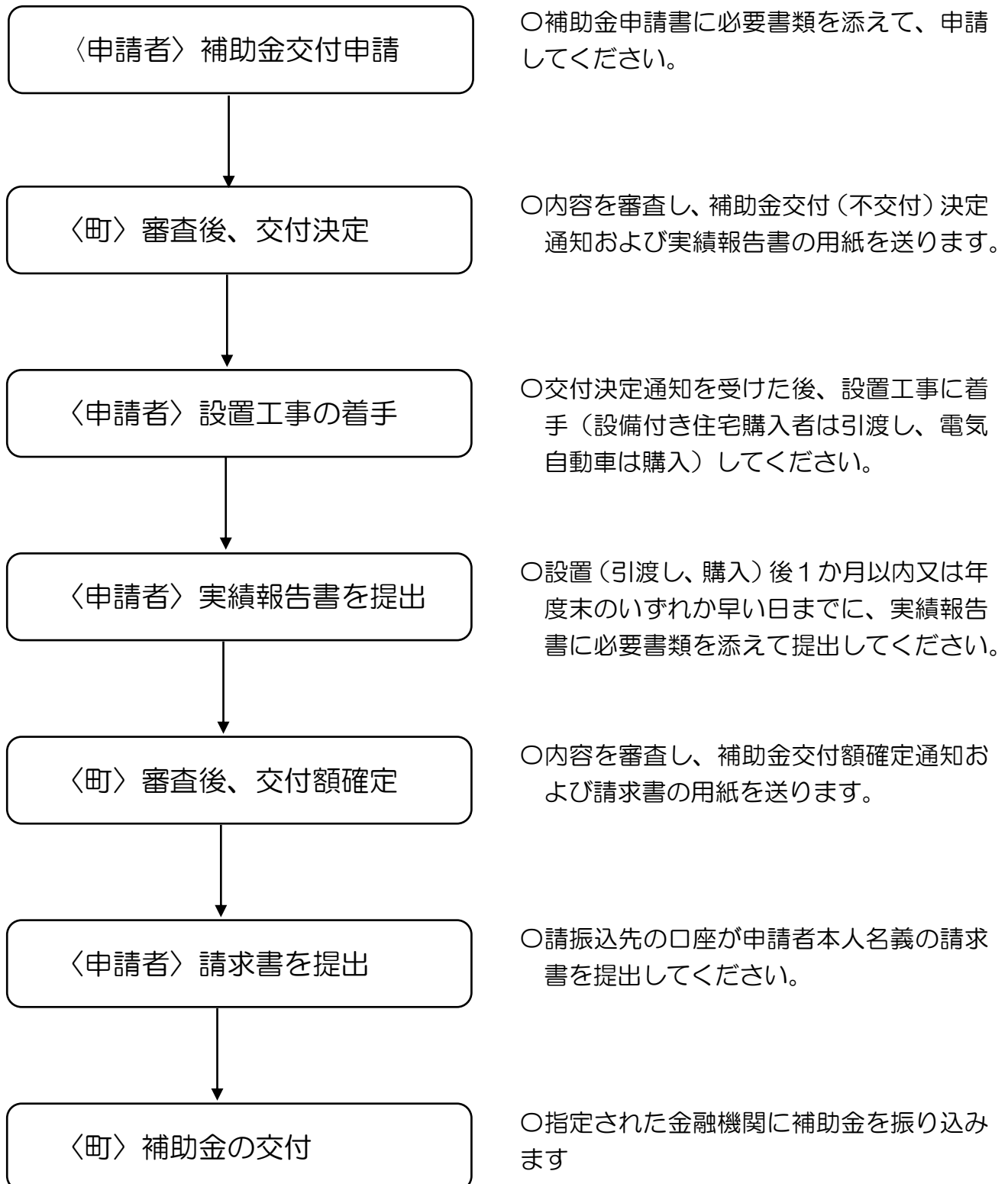
実績報告書の内容を審査し、交付要件に適合すると認めるときは、交付決定者に交付額確定の通知をします。

#### 6 補助金の交付

「補助金交付請求書」を提出していただきます。振込先の口座は、申請者本人の名義としてください。

指定された金融機関に補助金を振り込みます。

## 補助金交付までの流れ



問合せ 防災環境課 環境担当

電話 0495-77-2124（直通）